

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その3)

令和5年(2023年)

目 次

議案第 74 号	マイナンバーカード交付事務に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	5
議案第 75 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 76 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	9

議案第 75 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）12月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を開始するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民防災部関係の款第3項中「若しくは同法」を「、同法」に改め、「第5項まで」の次に「若しくは同法第126条」を、「第120条第1項」の次に「、同法第120条の2第1項若しくは同法第126条」を加え、同款第4項中「又は同法」を「、同法」に改め、「第5項まで」の次に「又は同法第126条」を加え、同款中第17項を第19項とし、第10項から第16項までを2項ずつ繰り下げ、同款第9項中「基づく届書等の閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「閲覧申請手数料」を「閲覧等申請手数料」に改め、同項を同款第11項とし、同款第8項中「含む。）」の次に「若しくは同法第126条」を、「の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「届書等記載事項証明書交付手数料」を「届書等記載事項証明書等交付手数料」に改め、同項を同款第10項とし、同款中第7項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	700円
---	---------------------	------

別表市長の部市民防災部関係の款第6項中「第12条の2」の次に「又は同法第126条」を加え、同項を同款第7項とし、同款第5項中「第12条の2」の次に「若しくは同法第126条」を、「第120条第1項」の次に「、同法第120条の2第1項若しくは同法第126条」を加え、同項を同款第6項とし、同項の前に次の1

項を加える。

- | | | |
|---|---------------------|------|
| 5 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)で定めるもの)に限る。以下この項及び第8項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) | 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 | 400円 |
|---|---------------------|------|

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 76 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を、鎌倉市における人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたい。

よって、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 5 年（2023年）12月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

住 所	氏 名	生 年 月 日
鎌倉市笛田四丁目 6 番 14 号	山 田 隆 二	昭和22年10月 2 日
鎌倉市材木座二丁目 1 番 11 号	眞 壁 成 子	昭和21年 8 月 16 日
鎌倉市笛田二丁目 33 番 13 号	曾 根 民 子	昭和23年 5 月 1 日
鎌倉市小袋谷二丁目 5 番 6 号 斉藤ビル311	菱 田 恵 子	昭和28年 2 月 22 日
鎌倉市由比ガ浜二丁目 24 番 20 号	加 藤 三 恵 子	昭和28年 6 月 23 日
鎌倉市由比ガ浜三丁目 7 番 45 号	村 上 史	昭和42年 9 月 21 日
鎌倉市手広703番地27	植 松 育 子	昭和40年 4 月 12 日
鎌倉市西御門二丁目 15 番 6 号	波 多 周	昭和42年 6 月 19 日

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略